

京都市上下水道局告示第64号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年2月26日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

滋賀県大津市下阪本2丁目21番地70号

熊本住設

熊本 智治

2 変更事項（営業所の変更）

京都市山科区音羽千本町7番地38から京都市山科区勸修寺東金ヶ崎町41に変更

（上下水道局下水道部管理課）